

農業機械士養成研修前期課程実施要領

1 農業機械研修の種類及び内容

農耕用大型特殊自動車免許、農耕用けん引自動車免許を取得するための技能講習。

2 研修の申込み

(1) 受講申込受付期間 4月5日(金)～12日(金)

(2) 受講希望者は、推薦を依頼する農林振興センター、広域普及指導センター、市町村、JA等の関係機関へ受講申込書(様式第1号)を提出してください。

依頼を受けた関係機関は上記受付期間内にFAX等で推薦書と受講申込書を当センターへ提出してください。

個人や営農団体・組織から当センターへの直接の申込はご遠慮ください。

(3) 申込者数が定員を上回った場合、県と協議のうえ受講者を決定し、受講者の推薦を行った関係機関に連絡します。

(4) 受講者決定後、関係機関は受講開始日の1か月前までに、受講申込書、推薦書(様式第2号)及び添付書類(受講申込書下欄に記載)を当センターへ提出してください。

* 作業機を装着した農耕トラクタの公道走行に関し、道路運送車両法に基づく保安基準の見直しが行われたことに伴い、農耕用大型特殊自動車免許取得のため、受講希望者が大幅に増加しております。

受講申込み、受講者の推薦に当たっては以下のとおり、ご協力願います。

- ・多数の方の受講を希望される組織については、年次計画を立てて複数年での計画的な受講へのご協力をお願いします。申込者多数の組織は受講者数を調整させていただく場合があります。
- ・農耕用けん引自動車免許の受講には、大型特殊自動車免許または農耕用大型特殊自動車免許が必要です。
- ・ホイールローダーやクレーン等、除雪や建設機械の操作が必要な方は、自動車学校等での大型特殊自動車免許(限定なし)取得についてご検討ください。

3 研修修了者

農業機械士養成研修受講者のうち、研修の総時間数の5分の4に相当する時間以上出席し、かつ成績が良好であるものを修了者とみなします。

4 その他

(1) 携行品

運転免許証、写真1枚(胸より上、無背景、3×2.4cm、裏に名前を書いてください)、筆記用具(黒ボールペン)、作業服、雨具(傘等)。なお、適性検査(視力)を行いますので、眼鏡等が必要な方は持参してください。

(2) 連絡先

(公社)富山県農林水産公社 スマート農業普及センター

〒939-2707 富山市婦中町東本郷101

TEL (076) 465-4424

FAX (076) 465-5481